

諸外国の課税単位と基礎的な人的控除 —給付付き税額控除を視野に入れて—

財政金融課 鎌倉 治子

目 次

はじめに

I 負担調整の手法

- 1 所得控除
- 2 税額控除（給付なし）
- 3 税率表におけるゼロ税率適用所得
- 4 税額控除（給付付き）

II 給付付き税額控除をめぐる議論

- 1 諸外国における給付付き税額控除の広がり
- 2 日本における給付付き税額控除の議論の広がり

III 課税単位

- 1 課税単位の類型
- 2 課税単位の特徴
- 3 諸外国の動向

IV 世帯に関する負担の調整—基礎的な人的控除

- 1 基礎的な人的控除
- 2 負担調整の手法に関する諸外国の動向
- 3 納税者本人に関する減免措置
- 4 配偶者に関する減免措置
- 5 扶養児童に関する減免措置

V 勤労税額控除

- 1 勤労税額控除の意義
- 2 勤労税額控除の制度設計
- 3 諸外国の動向

VI 日本への示唆

- 1 課税単位の選択
- 2 基礎的な人的控除の税額控除化
- 3 給付付き税額控除の給付単位

おわりに

はじめに

経済のグローバル化やアメリカ発の金融危機に端を発した景気後退などを受けて、格差の拡大やワーキングプアの増加に対する関心は、これまでにない高まりを見せている。

格差の拡大については、平成21年7月に公表された『平成21年度年次経済財政報告』でも、以下のように言及されている。まず、報告書は、高齢化等の影響によって、所得再分配前でみた家計の所得格差が拡大傾向で推移していることを指摘している。さらに、国際的にみて、日本における税による再分配効果がOECD加盟国中で最も小さいこと、その小さい再分配効果ももっぱら高齢者層に偏っており、現役世代にはほとんど機能していないことを挙げている。そして、現役世代の所得再分配効果を高めるために、いわゆる「給付付き税額控除」の導入を真剣に議論していく必要があると述べている⁽¹⁾。

諸外国では、個人所得課税（以下、「所得税」とする。）に給付付き税額控除を導入する国が増え、日本においても、その効果や制度導入のための課題がすでに紹介されている⁽²⁾。そのような中で、給付付き税額控除そのものの詳細な議論に踏み込む前に、そもそも諸外国における所得税の仕組み—特に、課税単位や世帯の人員構成に係る負担調整の仕組み—がどのようなものかを確認しておくことは、重要なことであると思われる。本稿では、そうした観点から、諸

外国⁽³⁾の所得税における課税単位と基礎的な人的控除を概観しつつ、特徴的な国の諸制度を補足的に解説することを目的とするものである。

本稿の構成は以下のとおりである。第I章では、本題に入る前の準備として、所得税における負担調整の手法を解説する。第II章では、着眼点が明確になるように、日本における給付付き税額控除をめぐる議論の広がりを紹介する。第III章で課税単位について述べたのち、第IV章で世帯に関する負担調整の仕組みとして、基礎的な人的控除と、それに関連して給付付き税額控除を導入している例を示す。第V章では、給付付き税額控除の重要な一類型である勤労税額控除を取り上げる。第VI章では、日本への示唆を簡単に述べる。

なお、所得税の世帯類型別の負担水準を見る上では、所得税の類型（総合累進課税、準二元的所得税、二元的所得税、フラットタックス）や所得の範囲も重要な論点であるが、本稿では触れない。

I 負担調整の手法

本章では、本題に入る前の準備として、やや技術的になるが、①所得控除、②税額控除（給付なし）、③税率表におけるゼロ税率適用所得、④給付付き税額控除、の仕組みを解説する⁽⁴⁾。前3者は、世帯の人員構成に係る負担調整措置として、所得税制で伝統的に採用されてきた手法である。これに対し、給付付き税額控除は、

(1) 内閣府『平成21年度年次経済財政報告（経済財政政策担当大臣報告）—危機の克服と持続的回復への展望—』2009.7.24, pp.239-250. <<http://www5.cao.go.jp/keizai3/whitepaper.html>>

(2) 給付付き税額控除の代表的な著作としては、森信茂樹編著『給付付き税額控除』中央経済社、2008. がある。同書によれば、給付付き税額控除は、①児童税額控除（アメリカ、イギリス、オランダ、カナダ等）、②勤労税額控除（アメリカ、イギリス等）、③社会保険料負担軽減税額控除（オランダ）、④消費税逆進性対策税額控除（カナダ、シンガポール）、の4つに類型化される（p.18）。このうち、本稿で取り上げるのは、①②③に属するものである。

(3) 本稿では、OECD加盟国のうち、ヨーロッパ、北米、アジア・オセアニアの主要国を対象とした。また、現在の諸外国の制度については、主としてOECD, *Taxing Wages 2007-2008*, Paris: OECD, 2009. によった。

(4) 所得控除と税額控除の違い等に関する基本的な解説として、OECD, *Personal income tax systems under changing economic conditions*, Paris: OECD, 1986, pp.20-21; 泉美之松『税についての基礎知識（十訂版）』税務経理協会、1986, pp.152-156. を参照した。

所得税制の枠組みを超えたもので、比較的新しい仕組みであるといえる。

1 所得控除

所得控除とは、税率適用前の所得から控除する仕組みである(図1)。その特徴は、累進税率の下では、高所得者ほど税の軽減額が大きくなることである。これについては、高所得者ほど多額の税負担をしていることの「裏返し」にすぎないとする立場もあるが、高所得者の優遇と捉える立場からは、消失控除(所得が一定額を超えると控除額が逡減・消失する仕組み)や税額控除への転換が提唱されることになる。

2 税額控除(給付なし)

税額控除とは、税率適用後の算出税額から控除する仕組みである(図1)。国によっては、税率表の第1ブラケット(税率の適用所得区分)からの所得控除という形式をとる場合もある。税額控除の特徴は、高所得者と低所得者で同額の税額を軽減できることである。課税ベースの浸食が限定されるため、その分を低所得者向けに手厚くする等の、財源の効率的な活用が可能である。デメリットとしては、計算過程が煩雑であることや、課税最低限の判定が容易でなく、その境界付近の者の手間が増加することがある。

なお、税額控除は、十分な所得税額がある者にとっては、給付と同じ経済効果をもつ。

3 税率表におけるゼロ税率適用所得

国によっては、税率表にゼロ税率を適用する所得区分や税率不適用所得が設けられている場合がある。これらの性格は必ずしも明確ではない。第1ブラケットの一部をゼロ税率にしたとみれば税額控除と同値であり、各ブラケットをゼロ税率適用所得区分の分だけ上方にスライドさせたとみれば所得控除と同値である。

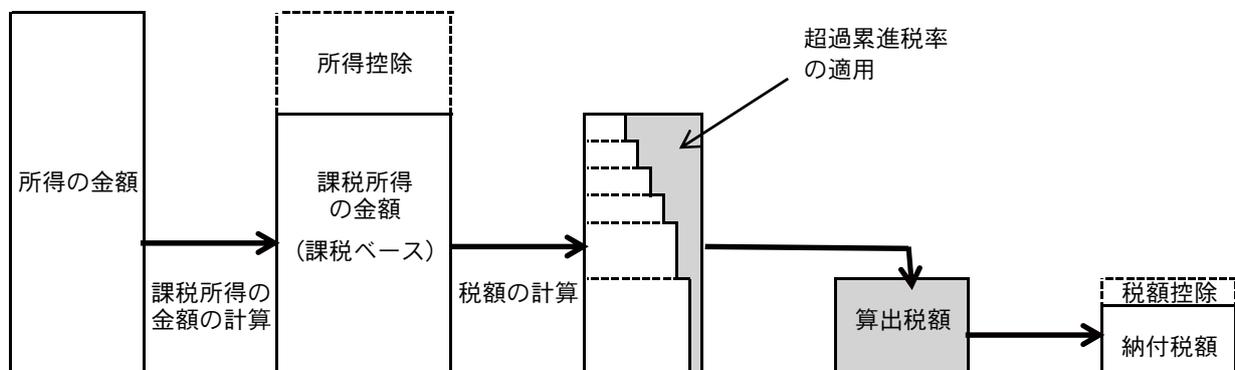
4 税額控除(給付付き)

給付付き税額控除(non-wastable tax credit又はrefundable tax credit)とは、所得税の納税者に対しては税額控除を与え、控除しきれない者や課税最低限以下の者に対しては給付を行うものである。文字通り、社会保障給付と税額控除が一体化した仕組みである。その考え方の源泉は、フリードマンの負の所得税に求められる⁽⁵⁾。

通常の、給付なし(wastable又はnon-refundable)の税額控除との違いは、所得税額が少なく税額控除を使い切れない者や、課税最低限以下の者にも、恩恵を及ぼすことができる点である。

給付付き税額控除は、税制調査会の答申で「いわゆる「給付つき税額控除」(税制を活用した給付措置)⁽⁶⁾と表現されていることからわ

図1 所得税額の算出過程における所得控除と税額控除(イメージ)



(出典) 筆者作成

(5) M. フリードマン(熊谷尚夫ほか訳)『資本主義と自由』マグロウヒル好学社, 1975。(原書名: M. Friedman, *Capitalism and freedom*, 1962.), pp.214-220.

(6) 税制調査会『抜本的な税制改革に向けた基本的考え方』2007.11, p.15.

かるように、経済的には給付と等価である。

諸外国の採用事例を、その目的はひとまずおいて、相殺や給付の範囲によって分類すると、①所得税額と相殺し、残りを給付、②全額を給付、③所得税額を超えて租税公課（社会保険料や地方所得税）と相殺するが、給付は行わない、に大別することができる（表1の網かけ部分）。③は厳密には「給付付き」ではないが、所得税の枠内での税額控除という伝統的な仕組みを超えているという観点から、日本では給付付き税額控除の一類型に含められることが多い(表1)。

このほか、税務当局の関与の度合いによって、①税務当局が全面的に関与するケースと、②給付は社会保障当局が行い、税額との相殺に限って関与するケースに分類することもできる⁽⁷⁾。

II 給付付き税額控除をめぐる議論

1 諸外国における給付付き税額控除の広がり

諸外国では、以下の二つの大きな流れを受けて、給付付き税額控除を導入する国が、近年、増加している⁽⁸⁾。

一つは、租税政策の面から所得再分配効果の強化が要請されたことである。この背景には、1980年代以降の国際的な税制改革の潮流によって、税制全体の累進度が低下したことがあった。すなわち、累進機能を備えている所得税においては税率構造のフラット化と課税ペー

スの拡大が志向され、それに加えて、付加価値税については租税負担の全体に占める比重が高まっていった。さらに、逆進性の高い社会保険料負担も引き上げられる傾向にあった。こうした流れを受けて、高所得者に有利な所得控除から、低所得者に有利な税額控除や給付付き税額控除への移行がなされたのであった。

もう一つは、社会保障政策の面から、児童の貧困の解消や低所得者の就労の促進が要請されたことである。この背景には、従来の社会保障制度が、結果として「貧困の罍」を生じさせていたという反省があった。すなわち、従来の制度の下では、生活保護等の社会保障給付は、通常、受給世帯の所得の増加に伴って急激に減額される。このため、手取り額でみると、働いても働かなくても収入が同じ（場合によっては所得税の分だけ働いた方が損をする）という状況が生じうる。このことが就労意欲を著しく損ね、結果として、いつまでも社会保障給付に依存することになり、貧困から抜け出せない。これが「貧困の罍」である。この「貧困の罍」の解消を目指して、税と社会保障を一体化した仕組みとしての給付付き税額控除を導入する流れが、本格化したのであった。

2 日本における給付付き税額控除の議論の広がり

日本においても、格差是正のための一方策として、給付付き税額控除が議論の俎上に載せられ始めている。

表1 税額控除（給付なし・給付付き）と相殺・給付の範囲

給付の有無	相殺・給付の範囲	諸外国の採用事例
給付なし	所得税と相殺	通常の税額控除
	所得税及びその他の租税公課（社会保険料や地方所得税）と相殺	オランダ
給付付き	所得税と相殺し、残りを給付	アメリカ
	相殺を行わず、全額を給付	イギリス

(出典) OECD, *Taxing Wages 2007-2008*, Paris: OECD, 2009. 等から作成

(7) 給付と税額控除の違いや税務当局の関与の仕方を考察した文献として、以下を参照した。山下篤史「所得税による子育て支援—児童税額控除の課題—」『ESRI Discussion Paper Series』(190), 2007.8. <http://www.esri.go.jp/jp/archive/e_dis/e_dis190/e_dis190.html>

(8) 本項については、森信 前掲注(2), pp.9-18. を参考にした。

政府税制調査会は、平成19年11月に公表された『抜本的な税制改革に向けた基本的考え方』において、給付付き税額控除について「この制度が給付としての性格を有するものであることを踏まえる必要がある。その上で、課税最低限以下の者に対する公的給付の必要性について、社会保障政策の観点から、既存の給付や各種の低所得者対策との関係を踏まえて整理が行われる必要がある。また、資産保有状況等と関係なくある年の所得水準に基づいて給付することが適切か、財源をいかに確保するか、さらには、給付に当たって適正な支給の方策、とりわけ正確な所得の捕捉方法をどう担保するか、といった論点がある」⁽⁹⁾と指摘しつつ、諸外国の実施状況等を参考にしながら議論していくとしている。

平成20年12月12日に公表された自民党の平成21年度税制改正大綱では、所得税について、「格差の是正や所得再分配機能の回復の観点から、各種控除や税率構造を見直す。最高税率や給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除の検討を含む歳出面もあわせた総合的取組みの中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討する」⁽¹⁰⁾としている。この方向性は、『持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」』（平成20年12月24日閣議決定）でも確認され、平成21年度税制改正の附則⁽¹¹⁾において、税制の抜本的な改革に係る検討条項として盛り込まれている。

これに対して、平成21年8月の衆議院総選

挙で政権党となった民主党は、給付付き税額控除の導入に関してより積極的である。平成20年12月24日に公表された『税制抜本改革アクションプログラム』では、「所得控除から手当・税額控除へ」、さらに所得再分配機能を高めていくために「所得控除を税額控除に替えるだけでなく、『給付付き税額控除』の導入を進める」としている。より具体的には、①低所得者に対する生活支援策として、基礎控除を給付付き税額控除に替えること、②消費税の逆進性緩和策として給付付き消費税額控除を導入すること、③就労促進策として、就労時間の伸びに合わせて増額される形の給付付き税額控除を導入することを提言している。ただし、税額控除しきれずに給付される分は、まずは年金や医療等の社会保険料負担分と相殺するとしている。⁽¹²⁾

Ⅲ 課税単位

前章(Ⅱ)では、給付付き税額控除の議論が日本においても広まりつつあり、基礎控除の給付付き税額控除への転換や、就労促進策としての給付付き税額控除等が視野に入ってきていることを紹介した。

次章(Ⅳ)以降でこれらについては再び触れるが、その前に、本章では、まず課税単位について解説を行う。課税単位は、給付付き税額控除における給付単位と直接に結びつくものではないが⁽¹³⁾、所得税制における世帯の取扱いを考える上で、その大枠が規定される最も基本的な要素だからである。

(9) 税制調査会 前掲注(6), p.15.

(10) 自由民主党『平成21年度税制改正大綱』2008.12.12, p.9.

〈<http://www.jimin.jp/jimin/seisaku/2008/seisaku-032.html>〉

(11) 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成21年3月31日法律第13号)附則第104条第3項第1号.

(12) 民主党『民主党税制抜本改革アクションプログラム—納税者の立場で「公平・透明・納得」の改革プロセスを築く—』2008.12.24. 〈<http://www.dpj.or.jp/news/?num=14851>〉

民主党が2009年7月に公表した『民主政策集—Index 2009』においても、ほぼ同様の記述がみられる(pp.19-20).

(13) 課税単位は主として高所得者の税負担に関連するのに対し、給付付き税額控除の給付単位は主として低所得者の税負担に関連するという違いがある。

1 課税単位の類型

所得税は、付加価値税といった他の税目に比べて、公平性に優れた税目であると考えられている。それは、所得が担税力の指標として優れているだけでなく、課税単位、人的諸控除、累進税率によって、それぞれの納税者の置かれた状況に応じて、きめ細かく税負担を調整することができるからである。

繰返しになるが、所得税における世帯に関する負担調整の仕組みを見るときに、最も基本的な要素は、課税単位である。

課税単位の類型（表2）は、まず、個人単位課税と世帯単位課税に大別される。世帯単位とする場合、夫婦を単位とする場合と子供を含む家族を単位とする場合がある。

世帯単位課税には、合算非分割課税と合算

分割課税がある。合算非分割課税とは、世帯の所得を合算して、税率表を適用する方式である。合算分割課税とは、世帯の所得を合算した上で分割し、分割された所得のそれぞれに対して税率表を適用する方式である。この合算分割課税制度には、世帯の所得を合算し均等分割する方式（例えば2分2乗）と、世帯の所得を合算し不均等分割する方式（例えばn分n乗。後掲図2参照）がある。

2 課税単位の特徴

(1) 公平性、中立性、簡素の観点からみた課税単位の特徴

表3は、累進課税を前提とした場合のそれぞれの課税単位の特徴を、公平性、中立性、簡素の観点から理念的に整理したものである⁽¹⁴⁾。

表2 課税単位の類型

類型	個人単位	世帯単位		
		合算非分割	合算分割	
			均等分割 (2分2乗)	不均等分割 (例：n分n乗)
仕組み	稼得者個人を課税単位とし、稼得者ごとに税率表を適用する。	夫婦を課税単位として、夫婦の所得を合算し非分割課税を行う。	夫婦を課税単位として、夫婦の所得を合算し均等分割（2分2乗）課税を行う。	夫婦及び子供（家族）を課税単位とし、世帯員の所得を合算し、不均等分割課税を行う。
実施国の例	日本、イギリス、カナダ、スウェーデン		アメリカ、ドイツ (個人単位との選択制)	フランス

(出典) 財務省「課税単位の類型」〈<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/029.htm>〉から作成

表3 課税単位の特徴

		個人単位	合算非分割	2分2乗	n分n乗
公平	世帯間	×	○	○	×
	個人間	○	×	×	×
中立	結婚	○	×	×	×
	就労	○	×	×	×
簡素	納税者	○	×	×	×
	税務行政	○	×	×	×

(出典) 大田弘子「女性と税制—配偶者控除等の検証」『税研』13(76), 1997.11, p.9-13; 田中康男「所得控除の今日的意義—人的控除のあり方を中心として」『税務大学校論叢』(48), 2005.6, pp.47-49. 等から作成

(14) この項については、大田弘子「女性と税制—配偶者控除等の検証」『税研』13(76), 1997.11, pp.9-13; 田中康男「所得控除の今日的意義—人的控除のあり方を中心として」『税務大学校論叢』(48), 2005.6, pp.47-49. を参照した。

「世帯間の公平性」とは、同じ所得をもつ世帯では、世帯の税負担も同じであることである。個人単位課税では、世帯間の公平性は阻害される。具体的には、世帯所得が同じ場合、片働き世帯の税負担が最も重く、共働きで夫婦の所得が半々の世帯の税負担が最も軽くなる。合算非分割課税と2分2乗では、世帯間の公平性は確保される。n分n乗では、子どもの数に応じて税負担が大きく変化する。

「個人間の公平性」とは、同じ所得をもつ個人では、個人の税負担も同じであることである。個人単位課税では、個人間の公平性は確保される。合算非分割課税では既婚者に不利となるが、2分2乗とn分n乗では単身者に不利となる。

「結婚に対する中立性」とは、個人が結婚するか否かを選択する際に、課税単位が影響を及ぼさないことである。個人単位課税では、結婚しても税負担の総額が変わらず、結婚に対する中立性が確保される。世帯単位課税では、合算非分割と合算分割の場合ではどちらも中立性が阻害されるが、その作用の方向性は反対である。つまり、合算課税では結婚へのペナルティ（結婚によって税負担の総額が増える）が発生し、2分2乗とn分n乗では結婚へのギフト（結婚によって税負担の総額が減少する）が発生する。

「就労に対する中立性」とは、専業主婦が新たに仕事に就くか否かを選択する際に、課税単位が影響を及ぼさないことである。個人単位課税では、就労に対する中立性が確保される。世帯単位課税では、程度の差はあれ中立性が阻害される。すなわち、世帯合算課税では、追加的な所得に対して夫の所得と合算されて高い限界税率がかかるため、中立性が最も阻害される。2分2乗の場合も、女性の労働参加が阻害される。n分n乗の場合も中立的ではないが、n分n乗によって所得税の累進度が大きく弱められることに付随して、結果的に、就労が阻害される度合いは比較的弱くなる。

「簡素」については、納税者の立場および税務当局の立場のどちらからみても、個人単位課

税では簡素であり、世帯単位課税では煩雑となる。

(2) 個人単位課税と世帯単位課税の長所と短所

以上をまとめると、個人単位課税の長所は、個人間の公平性が確保され、結婚や配偶者の就労に対して中立的であることであるが、その一方で、世帯間の公平性が阻害される。世帯単位課税の長所は、生活の実態に適合しており、世帯間の公平性が確保されることであるが、その一方で、結婚や配偶者の就労といった個人の選択に対して中立的でない。ここで特に重要なのは、合算分割課税（特にn分n乗）では、高所得者ほど恩恵を享受すること、すなわち所得税の重要な機能である累進性が大きく損なわれることである。

容易にわかるように、中立性や個人間の公平性と世帯間の公平性とはトレードオフである。従って、どちらをより重視するかは、政策判断の問題となる。実際の各国の制度も多様で、純粋な個人単位課税や純粋な世帯単位課税は見受けられない。それは、各国の所得税制には、民法上の夫婦の財産制度、歴史的経緯など様々な要素の影響が反映され、後述（IV参照）のように、個人課税単位の短所を緩和すべく基礎的な人的控除を設けたり、世帯単位課税の短所を緩和すべく複数税率表を採用したりといった、各種の調整措置が設けられているからである。

3 諸外国の動向

諸外国の課税単位をみてみると、1970年代以降、多くの国が世帯単位課税から個人単位課税に移行していることがわかる⁽¹⁵⁾（表4）。この背景としては、①所得が家ごとではなく個人ごとが発生するようになったこと、②給与を得て働く女性が増加し、従来の合算方式の累進税率では、結婚に対するペナルティが生じること、③社会あるいは世帯の中での個人の尊重意識の高まり、が指摘されている⁽¹⁶⁾。

2008年の時点では、勤労性の所得について

表4 諸外国の課税単位 (2008年)

国	個人 単位	世帯 (夫婦又は家族) 単位			合算 非分割 課税	1970年以降の変更 (勤労所得)
		合算分割課税				
		2分 2乗	n分 n乗	複数 税率表		
個人単位課税の国						
オーストラリア	○					—
オーストリア	○					1973年：夫婦合算から移行
ベルギー	○					1989年：家族合算から移行
カナダ	○					—
デンマーク	○					1970年：夫婦合算から移行
フィンランド	○					1976年：夫婦合算 (複数税率表) から移行
ギリシャ	○					—
アイスランド	○					1980年：夫婦合算から移行
イタリア	○					1977年：家族合算から移行
日本	○					—
韓国	○					—
オランダ	○					1973年：夫婦合算から移行
ニュージーランド	○					—
スウェーデン	○					1971年：夫婦合算 (低所得者に限り2分2乗。勤労所得についてのみ個人単位との選択制) から移行
イギリス	○					1972年：夫婦合算から、勤労所得についてのみ個人単位との選択制に移行 1990年：個人単位に移行
個人単位と世帯単位との選択制の国						
ドイツ	○	○				—
アイルランド	○			○		1980年：夫婦合算から、2分2乗と個人単位との選択制に移行 2000年：2分2乗から複数税率表に移行
ノルウェー	○				○	2006年：複数税率表から移行
スペイン	○				○	1986年：家族合算から移行
アメリカ	○	○		○		—
世帯単位課税の国						
フランス (家族)			○			—
ルクセンブルク (夫婦)		○				1991年：n分n乗から移行
ポルトガル (家族)		○				1989年：家族合算と個人の混合から移行
スイス (夫婦)				○		—

(出典) OECD, *Taxing Wages 2007-2008*, Paris: OECD, 2009; OECD, *Taxation in OECD countries*, Paris: OECD, 1993; OECD, *Personal income tax systems under changing economic conditions*, Paris: OECD, 1986; OECD, *The Treatment of family units in OECD member countries under tax and transfer system*, Paris: OECD, 1977. 等から作成

個人単位課税を採用している国は、日本をはじめとしてイギリス、カナダ、スウェーデン、オランダなど多数にのぼる。個人単位と世帯単位との選択制を採用している国には、アメリカ、ドイツなどがある。世帯単位のみを採用している

国は、フランス、ルクセンブルクなど少数に留まり、n分n乗を採用しているのはフランスのみである。

以下では、主要国の課税単位の変遷を簡潔に振り返ることで、課税単位の選択が必ずしも

(15) OECD加盟国全体で見ても、若干の例外を除き、多くの国が個人単位課税へと移行している。例外的な国の例としては、1989年に家族単位課税に移行したポルトガル、2005年に個人単位課税と2分2乗の選択制に移行したチェコがある。(Ken Messere, *Tax policy in OECD countries*, Amsterdam: IBFD, 1993, p.256; OECD, *Fundamental Reform of Personal Income Tax*, Paris: OECD, 2006, p.54.)

(16) 林宏昭「所得税の課税単位に関する論点と国際比較」『国際税制研究』(6), 2001, p.97.

理論的にはではなく様々な事情で行われてきたことの一端を示す。

(1) 日本

日本では、戦前は家族単位での課税が行われていた。戦後は、家制度が廃止されたこと等を背景として、シャウプ勧告で家族合算制度の廃止が勧告されたことから、1950年のシャウプ税制で個人単位課税に移行した。

なお、利子所得、配当所得、不動産所得といった資産性の所得については、家族内の所得分割を防止する観点から、引き続き家族単位で合算課税されていたが、平成元年度の税制改正で、資産性所得についても個人単位課税となった。

(2) アメリカ

アメリカでは、1913年に所得税が導入された当初は、個人単位課税が採用されていた⁽¹⁷⁾。

2分2乗と個人単位課税の選択制に移行したのは、1948年のことである。これは、連邦の財産制度の影響を大きく受けたものであった。すなわち、連邦制国家であるアメリカにおいては、州によって夫婦の財産制度が異なり、アングロサクソン系の諸州では夫婦別産制が、ラテン系の諸州では夫婦共有財産制が、伝統的に採用されてきた。1930年の合衆国最高裁判所判決（シーボーン事件。282 U.S. 101, 51S. Ct. 58 (1930))で、夫婦共有財産制を採用している州では、夫婦で所得を2分して申告することが認められた。この結果、納税者が共有財産制と夫婦別産制の州のいずれに住むかによって税負担が異なる、という地域的な不公平が生ずることとなった。

この不公平は、1930年代に行われた所得税の累進税率の引上げによって、さらに昂じることとなり、1948年に2分2乗制度が個人単位課税との選択制で採用された。ただし、2分2

乗の選択的採用は、税負担の軽い方に合わせるという政治的な妥協の産物であった。

当初採用された2分2乗制度は、単純なそれであった。しかし、単純な2分2乗制度の下では結婚へのギフトが生じ、そのギフトは、片稼ぎかつ高所得の既婚者にとって特に大きいものとなる。このため、2分2乗制度に対して大きな批判が巻き起こり、複数税率表の併用による折衷的な2分2乗制度へと移行することとなった。

まず1951年に、単身世帯主（一人親）の負担を軽減するべく、別の税率表が設けられた。

さらに、1961年には、独身者の税負担を軽減するために、単一税率表制度から複数税率表制度へと、基本的な変換が行われた。すなわち、税率表の種類は、①個別申告を選択する既婚者用、②共同申告を選択する既婚者用、③単身者用、④単身世帯主用、の4種類となった。単身者に適用される税率は、同額の所得を有する既婚者に適用される税率に10%～20%上乘せする範囲にとどめられた。既婚者については、共同申告のブラケットの刻み幅が個別申告のちょうど2倍に設定され、共同申告を選択すれば引き続き2分2乗の恩恵を受けられることとなった。単身世帯主の税率表は既婚者と独身者のちょうど中間とされた。

折衷的な2分2乗制度への移行というこの改正の結果、夫婦2人が同程度の所得を得ている共稼ぎ世帯には結婚へのペナルティが生ずることとなる一方で、片稼ぎ世帯は共同申告を選択することによって2分2乗の恩恵を受けることとなった。

2008年の税率表は、表5のとおりである。ブッシュ政権下で行われた税制改正で、税率15%の所得帯については共同申告の既婚者の上限額が独身者の上限額の2倍まで引き上げられたことから⁽¹⁸⁾、この範囲内では結婚へのペナルティ

(17) アメリカの課税単位の経緯は、主に、金子宏『課税単位及び譲渡所得の研究：所得課税の基礎理論 中巻』有斐閣、1996；岩田陽子「欧米主要国の人的控除と課税最低限」『レファレンス』52(6), 2002.6, pp.71-94. によった。

(18) サンセット条項により、2011年からは効力を失う。

表5 アメリカの個人所得税の税率表(2008年)

(単位:ドル)

単身者		既婚者(個別申告)		既婚者(共同申告)		単身世帯主		税率
0	8,025	0	8,025	0	16,050	0	11,450	10%
8,025	32,550	8,025	32,550	16,050	65,100	11,450	43,650	15%
32,550	78,850	32,550	65,725	65,100	131,450	43,650	112,650	25%
78,850	164,550	65,725	100,150	131,450	200,300	112,650	182,400	28%
164,550	357,700	100,150	178,850	200,300	357,700	182,400	357,700	33%
357,700		178,850		357,700		357,700		35%

(出典) CCH, 2009 U.S. Master tax guide, Chicago: CCH, 2008, para.11-17. から作成

が解消されている。

(3) イギリス

所得税の母国であるイギリスは、1799年に最初の所得税を導入して以来、1971年までの長期間にわたって、夫婦を課税単位とし、合算非分割課税を行ってきた⁽¹⁹⁾。合算非分割課税は、結婚へのペナルティが大きい制度であるが、これが近年まで維持されてきた背景には、イギリスの所得税制の特徴がある。それは、基本税率を適用する所得区分の幅がかなり広いため、累進税率で課税されるのは一部の高所得者に限られており、大多数の納税者にとっては、夫婦の所得を合算しても税負担の総額は変わらない、という状況である。

しかし、就労する既婚女性が激増し、専門的で高所得を得るような職業への進出も増えたことから、1971年以降、合算非分割課税との選択制で、妻の勤労所得を夫の所得から分離することが認められるようになった。1990年からは完全な個人単位課税に移行した。

(4) ドイツ

アメリカよりも純粋な形で2分2乗制度を維持しているのがドイツである⁽²⁰⁾。

ドイツでは、1920年に連邦所得税を導入して以来、夫婦と子どもの所得は、若干の例外を伴いながらも、原則として合算非分割課税されていた。

しかし、1957年に、連邦憲法裁判所が、婚姻と家族の保護を定めた基本法6条1項に違反するとして、夫婦の所得を合算課税することについて違憲判決⁽²¹⁾を下したことから、翌1958年に、個人単位課税と2分2乗制度の選択制に移行した。子どもの所得の合算についても、1964年に違憲の判決⁽²²⁾が下され、その後廃止された⁽²³⁾。

(5) フランス

夫婦共有財産制をとるフランスでは、1914年に一般所得税が導入されて以来、家族単位課税が行われてきた⁽²⁴⁾。ただし、導入当初は、合算非分割課税であった。

(19) イギリスの課税単位の経緯は、主に、金子 前掲注(17); 岩田 前掲注(17); 小石侑子「イギリスにおける夫婦への課税—夫婦合算課税から個人単位課税へ」人見康子・木村弘之亮編著『家族と税制』弘文堂, 1998. によった。

(20) ドイツの課税単位の経緯は、主に、金子 前掲注(17); 岩田 前掲注(17)によった。

(21) BVerfGE 6, 55, Beschluss v.17.1.1957. 小林博志「27 夫婦合算課税と婚姻・家族の保護—夫婦合算課税違憲決定」ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例(第2版)』信山社出版, 2003, pp.209-213.

(22) BVerfGE 18, 97, Beschluss v.30.6.1964. 宮崎良夫・北野弘久「世帯所得課税に関する西ドイツ連邦憲法裁判所の違憲決定」『税法学』225, 1969.9, pp.17-24.

(23) ドイツでは、近年、子どものいない夫婦の増加を背景として、2分2乗からn分n乗への移行論議が盛り上がりを見せたことがある(齋藤純子「課税の際の「夫婦分割」廃止と「家族分割」導入の提案」『外国の立法』2006.7.3(事務用資料))。ただし、現時点では2分2乗が維持されている。

(24) フランスの課税単位の経緯は、主に、金子 前掲注(17); 山田美枝子「家族の多様化とフランス個人所得税」人見・木村編著 前掲注(19), pp.87-116. によった。

家族除数制度（いわゆる n 分 n 乗制度）が採用されたのは、1945年である。同制度は、主として、戦争で減少した人口を増加させるという人口政策的な配慮から設けられた。さらに、1981年には、人口政策として不十分であるとの批判を受けて、3人目以降の子どもに対する除数が、0.5から1に引き上げられた。

現在の n 分 n 乗の仕組みの概要は、以下の通りである（図2）。

- ① 家族（夫婦及び子ども）の全員の所得を合算する。
- ② その合算した所得を、家族の構成に応じた家族除数（ n ）で分割し、1単位当たりの所得を算出する。
- ③ 1単位当たりの所得に税率表を適用し、1単位当たりの税額を算出する。

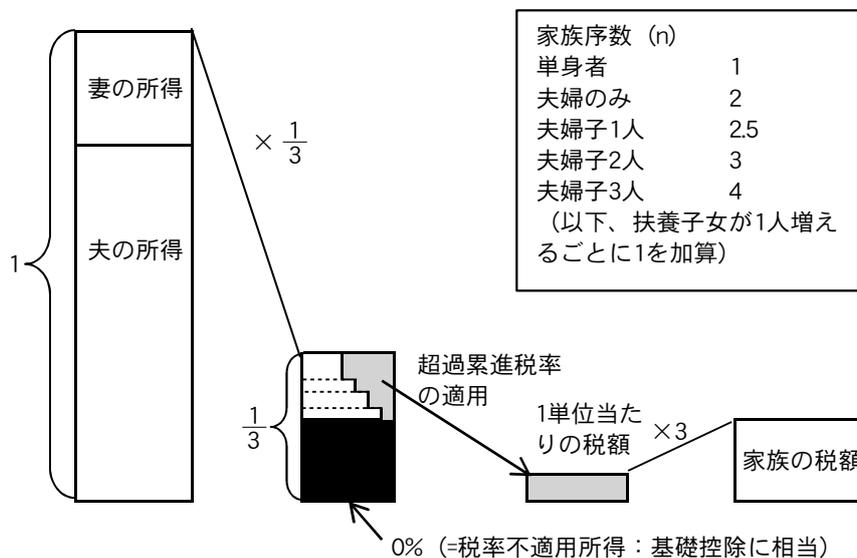
- ④ 1単位当たりの税額に家族除数（ n ）を乗じて、税額を得る。

ここで、家族除数は、以下のとおり与えられる。単身者：1、夫婦：2、扶養児童については、第1子、第2子がそれぞれ0.5、3人目以降は1人あたり1。一人親の場合は、扶養児童1人につき0.5を加算する。

n 分 n 乗制度では、子どもが多い世帯ほど税負担が軽減される。また、家族除数の与え方から、子どもを3人以上有する家族と一人親家族への配慮が手厚いといえる。

フランスの n 分 n 乗制度は、戦後のフランスの人口増に貢献したと評価されているが、その一方で、課税上の特典は、高所得の家族にしか効果がないとも指摘されている⁽²⁵⁾。

図2 フランスにおける n 分 n 乗方式に基づく税額の計算（イメージ）
（夫婦子2人（ $n=3$ ）の場合）



(25) 山田 前掲注(24), pp.94, 107. 1982年に、 n 分 n 乗制度の適用による税負担の軽減額に上限が設けられた。ただし、適用を受けるのはごく一部の高額所得者に限られている（金子 前掲注(17), p.46.）。このため、上限の設定後も、3人以上の子を扶養する高所得の家族に有利な結果となっている。

さらに、 n 分 n 乗制度、高い課税最低限、種々の控除といった減免措置の存在によって、フランスの所得税は、課税ベースが著しく浸食され、複雑化している。フランスでは、1990年代に社会保障財源の租税化が進み、課税ベースが広く比例性の強い所得課税である一般社会税が社会保障財源として新設されたが、その背景には、「手をつけられない所得税の代替策」という側面があった。（栗原毅『ユーロ時代のフランス経済』清文社、2005, p.420; 伊奈川秀和『フランスに学ぶ社会保障』中央法規出版、2000, p.199.）

IV 世帯に関する負担の調整—基礎的な人的控除

1 基礎的な人的控除

前章(Ⅲ)では、それぞれの課税単位のもつメリットやデメリットを整理し、諸外国の状況について概観した。あわせて、各国の実際の制度は多様であり、純粋な個人単位課税や純粋な世帯単位課税は見られないことにも触れた。

多様性の源泉の一つは、課税単位で大枠が規定されつつも、世帯の状況に応じた負担調整措置が様々な形で盛り込まれていることである(表6)。

世帯に関する負担の調整として、代表的なものには、以下の3つがある。すなわち、①納税者本人に認められる負担調整措置、②配偶者を有する者に認められる負担調整措置、③扶養児童を有する者に認められる負担調整措置、である。日本では、基礎控除、配偶者控除、扶養控除がこれにあたり、この3者はまとめて基礎的な人的控除と呼ばれている。

(1) 個人単位課税の場合

個人単位課税制度の下では、世帯に関する負担の調整は、主として控除で行われる。ただし、負担調整にどの程度の重きを置くかは、国によってかなり異なる。

個人単位課税で世帯に対する措置が大きい国としては、オーストリア、ギリシャ、イタリア、オランダなどが挙げられる⁽²⁶⁾。日本も、

国際的に見れば、世帯に対する措置が大きい国に入る。その背景には、日本では、基礎的な人的控除が「憲法25条の生存権の保障の租税法における現れ」⁽²⁷⁾であり、世帯の最低生活費の保障⁽²⁸⁾という役割が与えられていることがある⁽²⁹⁾。

これに対し、個人単位課税で世帯に対する措置が小さい国としては、スウェーデン、デンマーク、フィンランド等の北欧諸国とイギリスが挙げられる⁽³⁰⁾。ニュージーランドもこの範疇に属する。この範疇の典型例であるスウェーデンでは、基礎的な人的控除は基礎控除のみで、配偶者控除も扶養控除も存在しない。しかも比例税率の地方所得税(平均して30%程度)が中心で、国税としての所得税は、ごく少数の高所得者に対してのみ付加的に課税される。換言すれば、所得税制による所得再分配効果は重要視されていない⁽³¹⁾。その代わり、手厚い児童手当の給付など、社会保障制度が充実しているのは周知のとおりである。

(2) 世帯単位課税の国

世帯単位課税の国においては、世帯の状況に応じた負担調整措置は、2分2乗又はn分n乗によって、課税単位のなかにすでに組み込まれている。これに加えて、基礎的な人的控除が設けられている場合も多い。

2 負担調整の手法に関する諸外国の動向

諸外国の動向をみると、所得控除から税額

(26) 林 前掲注(16), p.100.

(27) 金子宏『租税法(第14版)』(法律学講座双書)弘文堂, 2009, p.174.

(28) ただし、最低生活費の控除については、現在の基礎的な人的諸控除の水準では十分ではないとの批判がある。また、最低生活費と異なる概念として課税最低限という概念が存在し、給与所得者については、基礎的な人的控除のほか、給与所得控除と社会保険料控除も含めた形で課税最低限が算出されることについても、批判がある。

(29) グードによれば、人的控除の役割は、①納税者数の抑制による徴税費の圧縮、②最低生活費の非課税化、③低所得層の累進度の緩和、④家族の規模に応じた負担調整であるとされている(R.グード(塩崎潤訳)『個人所得税(改訂版)』今日社, 1976, pp.234-236. (原書名: R. Goode, *The individual income tax*. 1964.))

(30) 林 前掲注(16), p.100.

(31) 所得税制による所得再分配効果が事実上放棄されている国の例として、東欧諸国やロシアが挙げられる。これらの国々では、諸控除を極力設けずに、比例税率で課税する方式を採用している。

表6 世帯に関する税制上の負担調整措置（2008年）（*1）

国	納税者本人に関する 減免措置	婚姻に関する減免措置			扶養児童に関する減免措置	
		配偶者が有 職の場合の 減額	未使用分控 除の配偶者 への移転			(参考) 児童 手当
個人単位課税の国						
オーストラリア	ゼロ税率帯	税額控除 (*2)	あり	×	減免なし	○
オーストリア	ゼロ税率帯	税額控除	あり	×	税額控除（全額給付）	○
ベルギー	税額控除	配偶者への所得移 転（上限30%）	あり	×	税額控除（給付付き）	○
カナダ	税額控除	税額控除	あり	×	税額控除	○
デンマーク	税額控除	減免なし	—	○	減免なし	○
フィンランド	ゼロ税率帯	減免なし	—	×	減免なし	○
ギリシャ	ゼロ税率帯	減免なし	—	×	税額控除 (*3)	○
アイスランド	税額控除 (*4) （地方所得税からも相殺）	減免なし	—	○	減免なし	○
イタリア	なし	税額控除	あり	×	税額控除	×
日本	所得控除	所得控除	あり	×	所得控除	○
韓国	所得控除	所得控除	あり	×	所得控除	×
オランダ	税額控除 （社会保険料からも相殺）	減免なし	—	○	減免なし	○
ニュージーランド	なし	減免なし	—	×	税額控除（給付付き）	×
スウェーデン (*5)	所得控除	減免なし	—	×	減免なし	○
イギリス	所得控除	減免なし (*6)	—	×	税額控除（全額給付）	○
個人単位課税と世帯単位課税の選択制の国（世帯単位課税を選択した場合）						
ドイツ	ゼロ税率帯	2分2乗	—	(*7)	所得控除	○
アイルランド	税額控除	複数税率表。合算 課税を選択可	—	(*7)	税額控除（配偶者の所 得が少ない場合）	○
ノルウェー (*9)	所得控除	減免なし	—	(*7)	減免なし	○
スペイン	税額控除	減免なし	—	(*7)	税額控除	○
アメリカ	所得控除 （高所得者の場合、消失）	複数税率表 2分2乗	—	(*7)	所得控除 税額控除（給付付き）	×
世帯単位課税の国						
フランス	ゼロ税率帯	n分n乗	(*10)	(*7)	n分n乗 (*11)	○
ルクセンブルク	ゼロ税率帯	2分2乗	—	(*7)	税額控除（全額給付）	○
ポルトガル	税額控除	2分2乗	—	(*7)	税額控除	○
スイス	ゼロ税率帯	複数税率表 (*12)	—	(*7)	所得控除	×

(*1) 原則として、多くの納税者に適用される基礎的なものを記載し、低所得者向けのものは除いた。扶養児童に関する減免措置については、原則として、名称に tax credit とあるものは、税額控除に分類した。

(*2) オーストラリア：扶養児童を有しない扶養配偶者が対象。扶養児童を有する場合は、児童手当に吸収された。

(*3) ギリシャ：未使用の児童控除は他方の配偶者に移転可能。

(*4) アイスランド：単一税率を採用していることから、所得控除でも税額控除でも、その効果は同一となる。

(*5) スウェーデン：地方所得税に関する記述。国税である所得税は、一部の高額所得者のみに付加的に課税される。

(*6) イギリス：低所得者向けの就労税額控除の中に配偶者控除の要素をもつものがある。

(*7) ゼロ税率帯が2人分適用されるか、または基礎控除が倍額となる。ただし、スペインでは倍額に満たない。

(*8) ドイツ：所得控除と児童手当の選択制。

(*9) ノルウェー：一般所得に関する記述。一般所得には単一税率が適用されることから、所得控除でも税額控除でも、その効果は同一となる。一般所得のほかに、一定額以上の個人所得（勤労所得）に対し、別途、累進税率が適用される（諸控除の適用なし）。

(*10) フランス：家族の所得が高額の場合、制限がある。

(*11) フランス：各児童について、対応する除数の分だけゼロ税率帯が適用される。

(*12) スイス：婚姻カップル及び専業主婦世帯に追加の所得控除がある。

(出典) OECD, *Taxing Wages 2007-2008*, Paris: OECD, 2009; OECD, *Taxing working families: A distributional analysis*, Paris: OECD, 2005; IBFD, *European tax handbook 2008*, Amsterdam: IBFD, 2008. 等から作成

控除や給付付き税額控除に切り替える例が散見される。この背景には、レーガン、サッチャーに代表される近年の税制改革の流れがある。すなわち、課税ベースの拡大と税率構造のフラット化が先進各国の税制改革の大きな流れとなるなかで、税率引下げの恩恵を受けることの少ない低所得者の税負担が、相対的に重くなった。税額控除は、こうした低所得者の負担の緩和を図るために活用され始めたのである⁽³²⁾。

2008年の時点で、基礎的な人的控除に税額控除を採用している国として、カナダ、イタリア、オランダ、ポルトガルなどがある(表6)。この中で特筆すべきは、近年、基礎的な人的控除のすべてを税額控除に切り替えた、カナダとオランダの例であろう。さらに、単なる税額控除では課税最低限以下の者に恩恵がいきわたらないことから、基礎的な人的控除に給付付き税額控除を導入している国もある(本章5(2)参照)。アメリカで、基礎的な人的控除の税額控除化が提言されている(V3(1)(iii)参照)ことも、注目に値する。

(1) 日本

日本では、大正9年に、まず扶養控除が税額控除として創設された⁽³³⁾。昭和15年に、基礎控除が所得控除として設けられ、このとき、扶養親族の範囲に配偶者も含まれることとなった。戦後のシャープ税制によって、個人単位課税が採用されるとともに、基礎控除と扶養控除が所得控除に統一された。昭和36年には、配偶者が扶養親族の範囲から独立して、配偶者控除が所得控除として創設された。

このように、基礎的な人的控除については、戦後のシャープ税制の下では、所得控除が一貫して用いられてきた。ただし、特殊な人的控除にまで視点を広げれば、戦後の一時期に、税額控除が用いられたことがある。昭和25-26年に創設された障害者控除・老年者控除・寡婦控除・勤労学生控除がそれである。これら特殊な人的控除が税額控除とされたのは、その補助金的人格を勘案してのことであったが、昭和42年の改正で、制度の簡素化等の観点から、いずれも所得控除に変更された。

(2) カナダ

カナダでは、1988年に、税率構造のフラット化、課税ベースの拡大を中心とする大きな税制改正が行われた⁽³⁴⁾。このとき、所得控除中心の所得税制から税額控除中心の所得税制へと大きな転換がはかられた。税額控除化の理由は、累進税率のもとでは、所得控除は高所得者に有利な仕組みであるとの批判に応えるものであった。

(3) オランダ

オランダでは、2001年に大きな税制改革が行われた⁽³⁵⁾。この改革の主眼は、従来の総合課税制度を改革し、二元的所得税に類似するボックススタックス制度を導入したことであり、課税ベースの拡大と税率の引下げが行われた。このとき、併せて、基礎的な人的控除を含むすべての所得控除が、税額控除に変更された。

税額控除化の理由は、所得控除が高所得者に有利であるのに対して税額控除は低所得者に

(32) 森信 前掲注(2), p.14.

(33) 日本における基礎的な人的控除の経緯については、主に、田中 前掲注(14), pp.16-26. を参照した。基礎的な人的控除の税額控除化の是非について、最近の議論を振りかえった上で考察したものとして、藤本哲也「扶養控除の『税額控除化』その現代的文脈を考える」『中央ロー・ジャーナル』2(2), 2005.9, pp.36-68. がある。

(34) カナダの税制改革については、主に、井上徹二「カナダの税制の構造と特徴」『埼玉学園大学紀要 経営学部篇』(4), 2004.12, pp.59-60. によった。

(35) オランダの税制改革については、主に、税制調査会『政府税制調査会 海外調査報告(フランス、ドイツ、オランダ)』税制調査会 第7回企画会合・第2回調査分析部会合同会議(2007.4.13)提出資料, p.20; 田近栄治・八塩博之「還付可能な税額控除をどう執行するか—欧米の経験」『税経通信』62(8), 2007.6, pp.25-39. によった。

効果的であること、所得税率の引下げによる歳入減を補うための課税ベースの拡大であること、女性の社会進出を期待したこと、などが挙げられている。

オランダの基礎的な人的控除の特色は、社会保険料軽減型の給付付き税額控除でもあることである⁽³⁶⁾。税額控除は所得税や社会保険料と相殺されるに留まり、給付は行われませんが、社会保障税率が30%と高率なため、再分配効果は小さくないとされる。

3 納税者本人に関する減免措置

(1) 諸外国の動向

納税者本人に関する減免措置は、基礎的な人的控除の中でも最も基本的なものである。このため、手法こそ税額控除、所得控除、ゼロ税率適用所得と様々であるものの、各国ともおおむね、納税者本人に関する基礎的な減免措置を設けている(表6)。

日本では前述の通り、基礎控除は、昭和15年に創設されてから、一貫して所得控除とされている。

諸外国について1983年と2008年とを比較⁽³⁷⁾すると、大きな変動は見られないが、1983年時点では所得控除を採用していたカナダ、アイ

ルランド、オランダ、ポルトガルが、2008年時点では税額控除を採用している。逆のケースとして、スペインの例がある。

なお、基礎控除を設けていない国も少数ながら存在する。例としては、イタリアやニュージーランドがある。ただし、両国とも、所得が一定額以下の勤労者に対しては、消失性⁽³⁸⁾の税額控除を設けている。アメリカでは、基礎控除は設けられているものの、消失性の所得控除であり、高所得者には適用されない⁽³⁹⁾。

(2) 給付付き税額控除の例

基礎控除に給付付き税額控除を採用している国の例としては、オランダ(社会保険料とも相殺可)、アイスランド(地方所得税とも相殺可)がある(表7)。

4 配偶者に関する減免措置

(1) 配偶者に関する減免措置をめぐる議論

配偶者(主として、所得の少ない配偶者)を有する納税者に対して、税の減免措置を講ずるか否かは、従来から見解が鋭く対立している。

一方では、配偶者を担税力の減殺要因と考える立場や、配偶者による内助の功を認めて夫の所得の一定部分を配偶者のものとみなすべき

表7 納税者本人に関する基礎的な減免措置に、給付付き税額控除を採用している国の例(2008年)

国	給付の方法	減免措置を 与える単位	(参考) 課税単位
アイスランド Personal tax credit	所得税と地方所得税(基礎控除なし)からの相殺	個人	個人
オランダ General tax credit	所得税と社会保険料からの相殺	個人	個人

(出典) OECD, *Taxing Wages 2007-2008*, Paris: OECD, 2009. 等から作成

⁽³⁶⁾ ただし、オランダ財務省の説明によれば、オランダの制度は、あくまでも給付なしの税額控除であるという。税額控除は、所得税の次に社会保険料に効くというのではなく、税の中に社会保険料が含まれていると考えられている。税制調査会 同上, p.20.

⁽³⁷⁾ OECD, *op.cit.* (3); OECD, *op.cit.* (4), pp.24-27.

⁽³⁸⁾ 所得が一定額を超えると控除額が逡減し始め、消失に至ること。

⁽³⁹⁾ 1986年の税制改革法で、それまでの定額の所得控除にかわって、消失性の所得控除が導入された。なお、2001年のブッシュ減税法(P. L. 107-16)によって、2006年以降、段階的に消失幅が削減され、2010年には消失がなくなる。ただし、サンセット条項により、2011年から再び消失性の所得控除に戻る。

であるとする立場がある。この立場からは、配偶者に関する税の減免措置が主張される。加えて、個人単位課税が採用されている日本では、後者の観点から、2分2乗制度への移行も主張されてきたところである。

他方では、減免措置の廃止が強く主張されている。その論拠は、減免措置の存在が、配偶者の就労を阻害しているというものである。

さらに、専業主婦世帯と共働き世帯を比較すると、前者の方が家事サービスの形で帰属所得を得ているとする考え方も有力である。この観点からは、むしろ共働き世帯よりも専業主婦世帯の税負担を重くすべしとの主張がなされる。また、専業主婦世帯の帰属所得に課税することは事実上不可能であることから、共働き世帯に対して家事サービス等の経費控除を認めることが、不公平の解決策であるともされる。

このほか、納税者本人が配偶者控除の適用を受け、配偶者が基礎控除の適用を受けることで、二重に控除を享受する可能性があることも、減免措置を廃止する論拠として主張される。

(2) 諸外国の動向

世帯単位課税（2分2乗やn分n乗）を採用する国では、前述の通り、配偶者に関する減免措置は、課税単位の中にすでに包摂されている。さらに、基礎控除やゼロ税率適用所得が、2分2乗やn分n乗の仕組みを通じて、配偶者に基礎控除を認めるのと同様の機能を果たすことになる（n分n乗の場合については、図2参照）。

個人単位課税を採用する国では、所得控除（日本、韓国）や税額控除（イタリア、カナダ、オー

ストラリア等）によって、減免措置を講じている国が多い（表6）。他方で、減免措置を講じていない国も少なからず存在する（スウェーデン、デンマーク、フィンランド、オランダ、ニュージーランド等）。減免措置を講じていない国のうち、デンマークやオランダは、基礎控除が移転可能となっている点に特色がある。移転可能な基礎控除とは、一方の配偶者が自分の基礎控除を使い切れなかった場合に、未使用分を他方の配偶者が使用できることである⁽⁴⁰⁾。

配偶者に関する減免措置の最近の動向としては、個人単位課税への移行ほど際立った潮流ではないが、減免措置を縮小したり税額控除化した国が、日本を含めいくつか存在する。

例えば、スウェーデンは、1991年の「世紀の税制改革」の際に、配偶者に関する控除を廃止している⁽⁴¹⁾。イギリスのように、1990年に個人単位課税を採用して以降、漸進的に配偶者に関する控除（夫婦者控除）を所得控除から税額控除に転換し、さらに廃止した国もある⁽⁴²⁾（ただし、低所得者向けの就労税額控除の中に、配偶者控除の要素をもつものがある）。カナダやオランダのように、人的控除を所得控除から税額控除に転換した国もある（本章2(2)(3)参照）。

日本では、前述（本章2(1)参照）のとおり、シャープ税制下では、配偶者は扶養控除（所得控除）の適用対象に含まれていたが、昭和36年に、扶養控除から独立して、配偶者控除が創設された。主な理由は、①個人事業者との税負担のバランスを図ること、②配偶者の家事労働による所得の稼得に対する貢献度を考慮したものと考えられている⁽⁴³⁾。昭和62年には、いわ

(40) 日本では、配偶者控除の廃止を主張する立場から、移転可能な基礎控除が、配偶者控除の有力な代替案として支持されている。ただし、オランダでは、この移転可能な基礎控除すら、女性の就労を阻害するとして、廃止が検討されている（税制調査会「政府税制調査会海外調査報告（ドイツ、イギリス、オランダ）」税制調査会第5回スタディ・グループ（2009.8.6）提出資料，p.20.）。

(41) スウェーデンの税制改革については、藤岡純一『現代の税制改革—世界的展開とスウェーデン・アメリカ』法律文化社，1992；内閣府政策統括官（経済財政—景気判断・政策分析担当）「海外諸国における抜本的税制改革の事例について」『政策効果分析レポート』（14），2002.12. 等が詳しい。

(42) イギリスにおける夫婦者控除の変遷については、岩田陽子「イギリスの新しい家族税制の枠組み」『レファレンス』50(3)，2000.3，pp.69-84. が詳しい。

ゆるパート問題等を解決するために配偶者特別控除が創設されたが、平成16年からそのうちの上乗せ部分が廃止された。

なお、前述の通り、配偶者に関する減免措置は、主として専業主婦世帯を対象としたものが主流であり、共働き世帯を対象としたものは極めて稀である⁽⁴⁴⁾。ただし、家事や子育てに関連する費用の控除という形で、間接的に共働き世帯を支援している国は存在する⁽⁴⁵⁾。

(3) 給付付き税額控除の例

基礎的な人的控除としての配偶者に関する減免措置について、給付付き税額控除を採用している国は見当たらない。参考のため、配偶者に関する減免措置を広く捉えて、①移転可能な基礎控除が給付付き税額控除となっている例（アイスランド、オランダ。表7と同じ）と、②低所得者向けの就労税額控除の一部として配偶者に関する控除が組み込まれている例（イギリス）

を、表8に挙げておく。

5 扶養児童に関する減免措置

(1) 諸外国の動向

扶養児童を有する納税者に対して、税制面で配慮するか否かは、国によって大きく異なる。配慮される場合には、所得制限がないことが多い⁽⁴⁶⁾。

扶養児童に関する減免措置を設けることの適否は、しばしば児童手当との関連で議論される⁽⁴⁷⁾。諸外国では、1970年代を中心に、税制上の減免措置を廃止して児童手当に一本化する傾向が見られたが、その後、税制上の措置が再び採用される動きもあった⁽⁴⁸⁾。

2008年の状況について、大まかに4分類すれば、以下のようになる。

第一に、税制面の減免措置を設けず、児童手当のみを設けている国がある。スウェーデン、フィンランド、ノルウェーといった北欧諸国が

表8 (参考) 配偶者に関する減免措置(広義)について、給付付き税額控除を採用している国の例(2008年)

国	給付の方法等	減免措置を与える単位	(参考)課税単位
アイスランド Personal tax credit	移転可能な基礎控除 所得税と地方所得税(基礎控除なし)からの相殺	個人	個人
オランダ General tax credit	移転可能な基礎控除 所得税と社会保険料からの相殺	個人	個人
イギリス Working tax credit (second adult element)	低所得者向けの就労税額控除の一部 税務当局からの給付	世帯	個人

(出典) OECD, *Taxing Wages 2007-2008*, Paris: OECD, 2009. 等から作成。配偶者に関する減免措置が、主として配偶者に関する要件で定まるものを抽出した。

(43) 田中 前掲注(14), p.22.

(44) アメリカは、1981年から86年まで、共働き世帯への控除を行っていた。2008年時点では、韓国、ルクセンブルクで、追加の所得控除が認められている。

(45) 例えば、2008年の時点では、アメリカ、フランス、カナダなどが、子女の世話費に関する控除を採用している。イギリスは、低所得者向けの就労税額控除の中に、子女の世話費を税額控除する仕組みがある。家事関連費の控除については、フランス、スウェーデンの例がある。

(46) OECD, *Taxing working families: A distributional analysis* (OECD tax policy studies; no.12), Paris: OECD, 2005, p.33. 同書では、この例外として、イギリス、アメリカ、イタリア、オランダを挙げている(ただし、オランダの児童に関する控除は、現在は児童手当に変更されている)。

(47) 日本では、社会保障論の立場からは、扶養控除を租税支出とみて、児童手当への一本化が主張されてきたのに対し、租税論の立場からは、扶養控除は所得税の基本的な要素と解されてきた。このために、議論が必ずしもかみ合っていない側面があるという。山下 前掲注(7), p.6.

(48) 同上, pp.12-13.

代表的である。北欧型の福祉社会では、子どもは社会が育てるという思想のもと、親の所得に関わりなく子どもに手厚い給付を行っているという特徴がある。オーストラリア、ニュージーランドといった国々もここに該当するが、給付の際に、税務当局が活用されている点で異なる。

第二に、税制面の措置と児童手当が併存している国である。日本、イギリス、ドイツなどが該当する。日本は、所得控除には所得制限がなく、児童手当には所得制限がある。イギリスでは、給付付き税額控除である児童税額控除は中低所得者が対象であり、児童手当には所得制限がない。ドイツでは、所得控除と児童手当は、各人が有利な方を選択する仕組みとなっている。高所得者にとっては、通常、所得控除の方が有利となる。

第三に、税制上の措置のみで、児童手当がない国として、アメリカ、イタリア、韓国などがある。アメリカでは、所得控除にも給付付き税額控除である子女税額控除にも、所得制限が設けられている。ただし、所得控除が一定以上の高所得者に適用されないのに対し、子女税額

控除は一定以上の高所得者に加えて一定以下の低所得者も適用対象から除外されている。

第四に、課税単位にn分n乗制度を採用しているフランスがある。n分n乗によって、累進度が緩和されるのに加えて、ゼロ税率適用所得が家族除数(n)の分だけ適用される。フランスには児童手当もある。

(2) 給付付き税額控除の例

扶養児童に関して給付付き税額控除を採用する国の例としては、表9のようなケースがある。就労促進の機能をもつ給付付き税額控除(後述V3参照)の中にも、扶養児童を有する世帯向けの制度があるので、参照されたい。

給付付き税額控除は、従来の所得控除や(給付なしの)税額控除以上に、児童手当との峻別が困難である⁽⁴⁹⁾。したがって、給付付き税額控除を導入しようとする場合には、両者の調整が必要となる。この点に関しては、諸外国でも、制度や執行体制が安定していない部分がある。例えば、イギリスは、当初、源泉徴収の仕組みを通じて、税額の相殺と給付に関する事務を企

表9 扶養児童に関する減免措置に、給付付き税額控除を採用している国の例 (2008年)

国	給付の方法等	所得制限の場合の所得の単位	(参考)課税単位
オーストラリア (*1) Family tax benefit	給付又は所得税額との相殺を選択可能 所得税との相殺は税務当局が担当する。	世帯	個人
ベルギー Dependent child exemptions	所得税額と相殺し、差額を給付	所得制限なし	個人
カナダ (*2) Child tax benefit	税務当局を通じた給付	世帯	個人
ニュージーランド Family tax credit	税務当局 (又は社会保障当局) を通じた給付	世帯	個人
イギリス Child tax credit	税務当局を通じた給付	世帯	個人
アメリカ Child tax credit	所得税額からの相殺 一定の条件を満たす場合、差額を給付	世帯	世帯と個人の選択制
ドイツ Kindergeld	家族金庫からの給付 所得控除との選択制。所得控除を選択した場合、税務当局が差額分を所得税額から相殺。	所得制限なし	世帯と個人の選択制

(*1) オーストラリア：表5では児童手当に該当

(*2) カナダ：表5では児童手当に該当。給付なしの税額控除も存在する。

(出典) OECD, *Taxing Wages 2007-2008*, Paris: OECD, 2009. 等から作成

(49) 一例を挙げれば、OECD (*op.cit.* (3)) は、ドイツの児童手当 (Kindergeld) を税額控除に分類している。

業に任せていたが、企業の負担が大きかったことから、現在は税務当局から全額給付される仕組みに変更されている⁽⁵⁰⁾。オランダでは、2001年の所得税改革の際に、給付付きの児童税額控除（所得税と社会保険料からの相殺）が採用されたが、低所得者が十分に恩恵を受けられないことがある等の指摘を受けて、2008年に所得制限付きの児童手当に変更された⁽⁵¹⁾。

V 勤労税額控除

1 勤労税額控除の意義

前章（Ⅳ）では、基礎的な人的控除と、それに付随して給付付き税額控除を採用している事例を見てきた。本節では、勤労税額控除を取りあげる。

勤労税額控除は、主として低所得者の就労意欲の促進をねらいとして、就労を要件に、勤労者に税額控除を与えるものである。なお、制度導入時の経緯から、児童の貧困の解消に力点が置かれている場合も多い。

給付付き税額控除（そのタイプの1つが勤労税額控除である）を採用する国が増えている背景については上（Ⅱ）でも紹介したが、ここで再度確認しておきたい。従来の社会保障制度の下では、就労要件がないために、人々が働かずに給付に依存するというモラルハザードが生じていた。また、受給者が働いて賃金を稼得したら給付が急速に削減される仕組み、換言すれば、勤労所得に対して100%近い限界税率がかかる仕組みであった。こうしたことから、受給者の勤労意欲が著しく削がれ、結果として貧困の罫が引き起こされていた。その反省に立って、「Make Work Pay」あるいは「Workfare」をキーワードに導入されたのが、勤労税額控除であっ

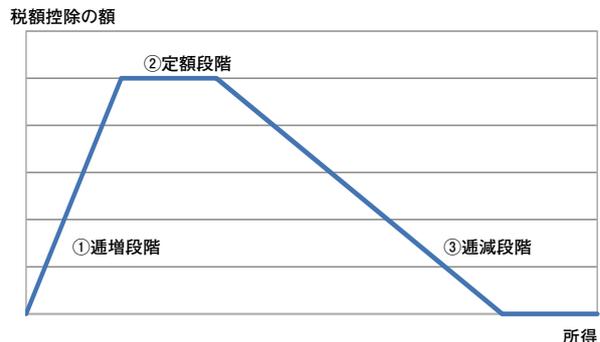
た。

2 勤労税額控除の制度設計

勤労税額控除の一般的な制度設計は、以下のようなものである。「一定以上の勤労所得のある世帯に対して、勤労を条件に税額控除（減税）を与え、所得が低く控除しきれない場合には還付（社会保障給付）する。税額控除額は、所得の増加とともに増加するが、一定の所得で頭打ちになり、それを超えると逡減し、最終的には消失する」⁽⁵²⁾。

その概念図は、図3で表わされる。①逡増（phase-in）段階、②定額（flat）段階、③逡減（phase-out）段階から成っている。従来の社会保障給付とは異なり、働けば働くほど手取り額が増える仕組みとなっている。

図3 勤労税額控除の概念図



(出典) 筆者作成

諸外国における実際の制度は、控除額の水準や所得要件に加えて、いくつかの選択肢がある。それは、①給付付きにするか課税相殺に留めるか、②便益の不適切な享受を阻止し就労を促進する仕組みとして、控除額の逡増部分又は就労時間の要件のいずれを設けるか、③控除額に逡減部分を設けるか否か、④対象は個人か世帯か、といったものである⁽⁵³⁾。それぞれの選

⁽⁵⁰⁾ 税制調査会 前掲注(40), pp.16-17.

⁽⁵¹⁾ 同上, p.26.

⁽⁵²⁾ 森信 前掲注(2), p.18.

⁽⁵³⁾ OECD, *Recent tax policy trends and reforms in OECD countries* (OECD tax policy studies; no.9), Paris: OECD, 2004, pp.148-149.

択肢について得失がある。例えば、控除額に逡減段階を設けた場合、所得が逡減段階に差しかかると限界実効税率が高くなって就労意欲を削ぐ。逡減段階を設けない場合には、高所得者にも税額控除が適用されて財政負担が大きくなる。対象を個人とすると、高所得世帯の配偶者にも効果が及び効率的でない。世帯とすると所得の少ない方の配偶者の就労意欲を削ぐ。

このほか、児童扶養の要件の有無、資産要件の有無、税額控除を与える頻度、基準とする所得の時期、税務当局の関与の度合い、といった選択肢もある。

3 諸外国の動向

表10に、勤労税額控除を採用している国の例を挙げた。

世帯単位で税額控除を与えている国としては、カナダ、ニュージーランド、韓国、イギリス、アメリカがある。いずれも給付付きである。このうち、ニュージーランド、韓国は、児童の扶養を要件としている。アメリカやイギリスも、制度の導入段階では、扶養児童を有する低所得世帯支援という色合いが濃かった。これら5か国のうち、アメリカを除いては、所得税には個人単位課税を採用している。

個人単位で税額控除を与えているその他の国々では、給付なしが、所得税以外の租税公課との相殺に留めている国が多い。

就労促進の仕組みとしては、控除に逡増部分を設けている国が多い。就労時間の要件を設

けているのはイギリスとニュージーランドのみである。

逡減部分は、オランダ、スウェーデン、デンマークを除く国で設けられている。

以下、勤労税額控除の代表的な例として、アメリカ、イギリス、オランダの仕組みについて概要を紹介する。

(1) アメリカ

(i) 導入の経緯

アメリカでは、フォード政権下の1975年に、勤労所得税額控除(Earned Income Tax Credit、以下、「EITC」とする。)が導入された⁽⁵⁴⁾。そのねらいは、社会保障税負担の引上げに伴う税負担の軽減と就労の促進にあり、特に、子どもをもつ低所得層が対象とされた。クリントン政権下では、福祉受給者の就労を促すため、社会保障給付の抑制と併せて、EITCが94年から96年にかけて大幅に拡充された。具体的には、「最低賃金でフルタイムで働いた者がEITCを受ければ、その(社会保障税)課税後所得が貧困ラインを超えていること」⁽⁵⁵⁾が目標とされた。導入当初は少額の給付付き税額控除であったものが、資力調査付の最大貧困対策プログラムへと変貌したのであった⁽⁵⁶⁾。

(ii) 制度の概要

EITCの特徴は、子の数に応じて税額控除額が大きく変わる点である⁽⁵⁷⁾(図4)。1994年からは、子のいない者についても税額控除が与えられることとなったが、子を有する場合の控除

(54) アメリカのEITCについては、主に以下の文献を参照した。内閣府政策統括官(経済財政—景気判断・政策分析担当)「海外諸国における経済活性化税制の事例について」『政策効果分析レポート2002』(12), 2002.8; 根岸毅宏「アメリカのEITC(勤労所得税額控除)と所得保障政策」『国学院経済学』47(1), 1999.2, pp.21-71; 根岸毅宏「アメリカのEITC(勤労所得税額控除)の政策的意義と問題点—税制を通じた所得保障(Tax-Base Transfer)の具体例として」『国学院経済学』48(1), 1999.10, pp.120-66; 佐藤英明「アメリカ連邦所得税における稼得所得税額控除(EITC)について—研究ノートから(法学からのアプローチ)」『総合税制研究』(11), 2003.11, pp.56-75; 森信茂樹「米・英の給付付き税額控除に学ぶ」『国際税制研究』(18), 2007, pp.32-48; 阿部彩「EITC(Earned Income Tax Credit)の就労と貧困削減に対する効果—文献サーベイから」『海外社会保障研究』(140), 2002.Aut, pp.79-85.

(55) 内閣府 同上, p.148.

(56) 林正寿「連邦個人所得税のもっとも深刻な問題」『税経通信』61(1), 2006.1, p.186.

表 10 勤労税額控除を採用している国の例 (2008 年)

国	対象となる単位	給付の有無	最大額	通増	通減	就労時間の要件	(備考) 課税単位
ベルギー Employment bonus	個人 (給与所得者)	なし 社会保険料を減額	2,100 ユーロ	あり	あり	なし	個人
ベルギー Low income credit	個人 (給与所得者以外)	あり	570 ユーロ	あり	あり	なし	個人
カナダ Working income tax benefit	世帯	あり	1,019 カナダ・ドル(夫婦の場合)	あり	あり	なし	個人
デンマーク Employment allowance	個人	なし	12,300 クローネ 実質的には地方税、教会税、州の健康税(平均 33.5%)に相当	あり	なし	なし	個人
フィンランド earned income credit	個人	なし	400 ユーロ	あり	あり	なし	個人
フランス prime pour l'emploi	個人	あり	1,044 ユーロ(夫婦子 2 人の専業主婦世帯の場合)	あり	あり	なし	家族 (n分n乗)
韓国 Earned income tax credit 勤労奨励税制	世帯 (扶養児童が 2 人以上いる世帯のみ)	あり	800,000 ウォン	あり	あり	なし	個人
オランダ Employed person's credit	個人	なし 社会保険料とも相殺可	1,443 ユーロ 児童を有する等の要件を満たす者に追加的な税額控除あり	あり	なし	なし	個人
ニュージーランド In-work tax credit	世帯 (扶養児童がいる世帯のみ)	あり	3,120 ニュージーランド・ドル 児童が 4 人以上の場合、加算あり	なし	あり	あり	個人
スウェーデン In-work tax credit	個人	なし 地方所得税を減額	14,400 クローナ	あり	なし	なし	個人
イギリス Working tax credit	世帯	あり	4,305 ポンド (夫婦子 2 人の場合)	なし	あり	あり	個人
アメリカ Earned income tax credit	世帯	あり	4,824 ドル (夫婦子 2 人の場合)	あり	あり	なし	世帯と個人の選択

(注) OECD, *Recent tax policy trends and reforms in OECD countries* (OECD tax policy studies; no.9), Paris: OECD, 2004, p.149. を参考として、勤労者向けの税額控除のうち、通増部分または就労時間の要件のあると確認できたものを抽出した。名称は、わかりやすさのため、母国語による正式名称にこだわらず、OECD 又は各国の税務当局のサイト等の表記を用いた。
(出典) OECD, *Taxing Wages 2007-2008*, Paris: OECD, 2009. 等から作成

額は依然として圧倒的に大きい。特に子の数が 2 人以上の場合に、控除額が大きくなる。

EITC の受給要件は、①勤労所得が一定額以下であること、②有効な社会保障番号を有していること、③婚姻カップルの場合は夫婦共同申告をしていること、④外国所得を得ていないこと、⑤投資所得が一定額(2008 年では 2,950 ドル)以下であること、等のすべてを満たすことである。

税額控除の額は、適格な子の数と所得額に応じて異なる。適格な子とは、19 歳未満の子又は 24 歳未満の学生であること、など一定の要件を満たすものを指す。

2008 年における控除額は、表 11 の通りである。例えば、2 人以上の子を有する夫婦の場合、勤労所得が 12,060 ドルに達するまでは 40% の税額控除を受けることができる。最大控除額は 4,824 ドルである。勤労所得が 18,740 ドルを超

67) EITC の現行制度については、OECD, *op.cit.* (3); CCH, *2009 U.S. Master tax guide*, Chicago: CCH, 2008, para. 1375. によった。

図4 アメリカの勤労税額控除 (2008年)

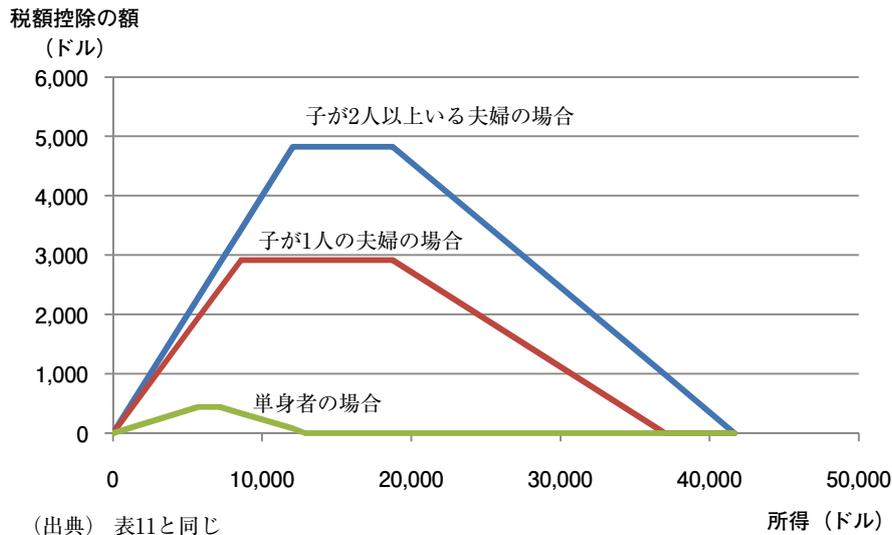


表11 アメリカのEITCにおける税額控除の額 (2008年)

		通増率 (%)	通増段階 (ドル)	最大控除額 (ドル)	通減率 (%)	通減段階 (ドル)
夫婦	子2人以上	40%	0-12,060	4,824	21%	18,740-41,646
	子1人	34%	0-8,580	2,917	16%	18,740-36,995
	子なし	7.65%	0-5,720	438	7.65%	10,160-15,880
単身者		7.65%	0-5,720	438	7.65%	7,160-12,880

(出典) OECD, *Taxing Wages 2007-2008*, Paris: OECD, 2009. OECD; CCH, *2009 U.S. Master tax guide*, Chicago: CCH, 2008, para.1375. から作成。一人親世帯の場合については省略した。

えると税額控除は21%の通減率で減少し始め、41,646ドルに達すると消失する。

税額控除額は、所得税額と相殺され、相殺しきれなかった分は税務当局から給付される。

(iii) 改革の方向性

現在のEITCについては、仕組みの複雑さゆえに大きな問題を生じさせているとの指摘がある。具体的には、EITCは低所得者を対象としているにも関わらず、申請者の4分の3は多額の費用を払って専門家に依頼している。多くの過誤請求を生じさせる一因となっていると

いった問題もある。そもそも、EITCに限らず、アメリカの個人所得税制度における納税者に対する負担調整措置は、複雑である上に重複が多い。

こうした事情を受けて、ブッシュ政権下の2005年末に公表された税制改革諮問委員会の報告書⁽⁵⁸⁾では、以下のような改革案が提示された⁽⁵⁹⁾。

- ① 現行制度における概算控除、人的控除、単身世帯主に対応する税率表による優遇措置、子女税額控除を統合して、「家族控除 (Family

⁽⁵⁷⁾ EITCの現行制度については、OECD, *op.cit.* (3); CCH; *2009 U.S. Master tax guide*, Chicago: CCH, 2008, para. 1375. によった。

⁽⁵⁸⁾ President's Advisory Panel on Federal Tax Reform, *Simple, Fair, and Pro-Growth: Proposals to Fix America's Tax System*, November 2005. <<http://govinfo.library.unt.edu/taxreformpanel/final-report/>>

⁽⁵⁹⁾ 林正寿「ブッシュ政権の税制改革」『税経通信』61(2), 2006.2, pp.201-203. 同報告書では、「簡素化した所得税案」と「成長・投資促進案」の2つの選択肢が提示されているが、いずれの案においても、既存の人的諸控除等を2つの税額控除に統合するとされている。

Credit)」を創設する。同控除はすべての納税者を対象とし、逡減・逡増もない定額の控除である。ただし、税額を超える給付はない。低所得者については以下の②に集約する。高所得者に対する逡減もないが、税額控除であることから所得控除の短所は解消される。

- ② 現行制度における EITC と子女税額控除（給付部分）を統合し、勤労控除（Work Credit）を創設する。同控除の計算は、家族控除の計算とも関連付けられている。逡増・逡減段階があり、就労促進という機能をもつ。

同報告書は、ブッシュ政権の求心力の低下を受けて棚上げされた形となっており、その内容が実現される可能性は低いと言わざるを得ないが、人的控除や概算控除を含めて、諸控除の簡素化と税額控除化が提言されたことそのものは、大いに注目される。

(2) イギリス

(i) 導入の経緯

イギリスでは、第三の道を標ぼうするブレア政権のもとで、「welfare to work」が掲げられ、社会保障と税制の統合が進められた⁽⁶⁰⁾。

まず、1999年に、それまでの社会保障給付（家族クレジット）に代わる新しい仕組みとして、「就労世帯税額控除（Working families' tax credit）」が導入された。アメリカの制度等を参考として、社会保障制度上の給付が所得税制度上の給付付き税額控除となったものであった。

現行の制度となったのは、2003年のことである。従前は、就労世帯税額控除と、児童手当などを源流にもつ（旧）児童税額控除（Children's tax credit、給付なしの税額控除）の両方について、児童の扶養が要件とされていた。これが、2003年からは、就労要件はあるが有子要件のない就労税額控除（Working tax credit、以下「WTC」

とする。）と、有子要件はあるが就労要件のない（新）児童税額控除（Child tax credit）に組み替えられた。言い換えれば、低所得者の就労促進策と、児童を有する中低所得の世帯への支援とで、役割分担がなされた。

なお、資力調査は低所得者の貯蓄を阻害するとして、同じく2003年に廃止された。

(ii) 制度の概要

WTCの特徴は、逡増段階がない代わりに就労時間に関する要件（週16時間以上）があること、フルタイムの就労を促すために、就労時間が週30時間を超えると控除額が追加されることである⁽⁶¹⁾（図5）。WTCから有子要件はなくなったものの、世帯向けの要素が残されていることから、単身者よりも世帯に手厚い制度となっている。

2008年におけるWTCの概要は、以下の通りである（表12）。

WTCの受給要件は、①扶養児童（16歳未満の子又は20歳未満の学生）を有するカップル、一人親、障害者のいずれかの場合には、16歳超かつ最低で週16時間以上の就労をしていること、②それ以外の場合には、25歳以上かつ最低で週30時間以上の就労をしていること、である。控除額に逡増部分はなく、就労時間の要件を設けている。この場合の最大税額控除額は、基礎的控除部分の1,800ポンドである。なお、夫婦の場合には、共同で申告しなければならない。

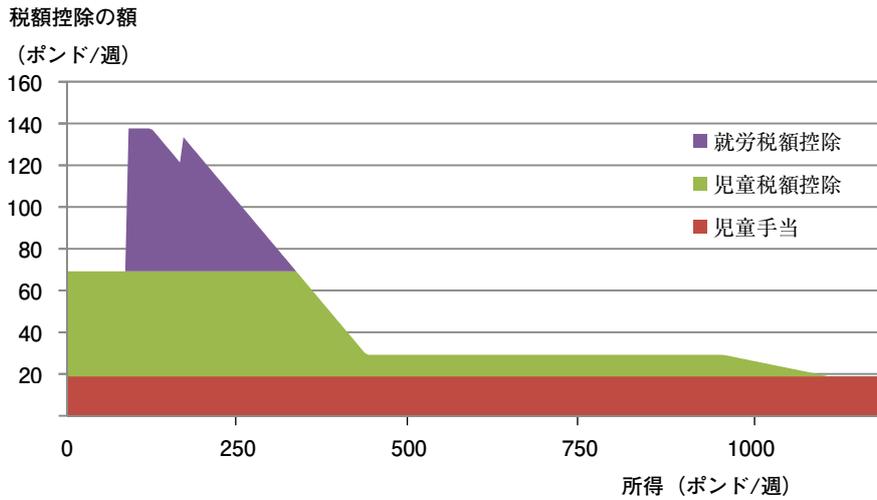
フルタイム就労への移行を促進するために、カップルのうち1人が最低週30時間就労するか、1人の就労時間が最低週16時間で2人の就労時間が合計で最低週30時間となる場合には、控除額が追加される（最大735ポンド）。

夫婦や一人親の場合にも、控除が増額される（最大1,770ポンド）。これが、先に（IV 4(3)

(60) イギリスのWTCについては、内閣府 前掲注(54); 森信 前掲注(54); 橋本恭之「イギリスの税制改革」『総合税制研究』(10), 2002.1, pp.137-153; 藤本 前掲注(33)などを参照した。

(61) WTCの現行制度については、OECD, *op.cit.* (3); HM Treasury, *Financial Statement and Budget Report 2008*, March 2008, p.115. によった。

図5 イギリスの就労税額控除のイメージ（夫婦1人の場合。2008年度）



(出典) 表12と同じ

表12 イギリスのWTCにおける税額控除の額（2008年度）

ポンド/年

基礎的控除部分 (basic element)	1,800
配偶者を有する者及び一人親に対する控除部分 (Couples and lone parent element)	1,770
週30時間以上の労働に従事する者に対する控除部分 (30 hour element)	735
児童ケア要素 (Childcare element of the Working Tax Credit)	
最大適格コスト (子1人の場合)	175/週
最大適格コスト (子2人以上の場合)	300/週
適格コストのカバー率	80%
第一境界値 [逡減率]	6,420 [39%]
第二境界値 [逡減率]	50,000 [6.67%]

(注) 主要な要素のみを記した。

(出典) HM Treasury, *Financial Statement and Budget Report 2008*, March 2008, p.115. から作成

参照) 低所得者向けの配偶者控除として紹介したものである。

配偶者の就労を促進するために、児童ケア要素が、一人親又は2人とも最低週16時間働くカップルに与えられる。適格児童ケア費用(子2人以上の場合で週あたり300ポンドを上限とする)の80%相当額が税額控除される。

最終的な税額控除額の算出に際しては、以上の税額控除を足し合わせたうえで、所得に応じた減額がなされる。逡減部分は、2段階に分かれている。第一の逡減は所得6,420ポンドから始まり、逡減率は39%である。ここではWTCが逡減し、その消失後はCTCのうち家族要素を除いた額が逡減する。第二の逡減は、

所得50,000ポンドから始まり、CTCの家族要素が逡減する。逡減率は6.67%と比較的緩やかである。

税額控除額は、所得税との相殺はなされず、全額が税務当局から給付される。

(3) オランダ

(i) 導入の経緯

オランダにおいて、2001年に税制改革が実施され、ボックススタックス制度の導入とともに、人的控除が税額控除化されたことは既に述べた(IV 2(3)参照)。雇用者税額控除も、このとき導入された⁽⁶²⁾。オランダの雇用者税額控除の特徴は、個人単位であり、両方の配偶者が受け取

ることも可能であること、逡減部分がなく、高所得者でも税額控除を受けられることである(図6)。

(ii) 制度の概要

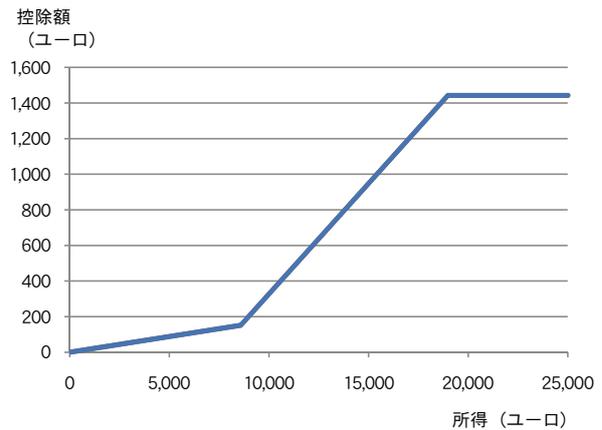
2008年における雇用者税額控除等の概要は、以下のとおりである⁽⁶³⁾(表13)。

雇用者税額控除は、勤労所得を得ているすべての者が対象となる。控除額には2段階の逡増部分が設けられており、8,587ユーロまでの所得については1.758%、8,587ユーロ超の部分については12.43%の増加率で控除額が増える。逡減部分はない。

児童を有する親についても、一定以上の勤労所得を得ていることを条件として、税額控除が与えられる。

税額控除額は、所得税と社会保険料の範囲内で相殺され、給付は生じない。この点については、基礎的な人的控除の場合と同様である。

図6 オランダの雇用者税額控除(2008年)



(出典) 表13と同じ

VI 日本への示唆

前章までで、給付付き税額控除を端緒として、課税単位、基礎的な人的控除、勤労税額控除について、諸外国の動向を概観してきた。ごく簡単にまとめれば、次のようになる。1970年代以降に世帯単位課税から個人単位課税への移行が急速に進展した。基礎的な人的控除につ

表13 オランダの雇用者税額控除等の額(2008年)

税額控除の種類	控除額	適用条件など
雇用者税額控除 (Employed person's credit)	最大1,443ユーロ (57歳未満の場合) 8,587ユーロまでの所得 については1.758%、 8,587ユーロ超の部分 については12.43%	賃金・給与、事業による利益、フリーランス収入のいずれかを得ている者
児童を有する親に対する 複合税額控除 (Combination tax credit)	112ユーロ	4,542ユーロ超の勤労所得を得ている被用者又は自営業者で、12歳未満の児童を扶養し、1年のうち少なくとも6か月以上の間、同居している場合 配偶者も上の条件を満たす場合、両者とも複合税額控除を受けることができる。
児童を有する親に対する 追加的複合税額控除 (Supplementary combination tax credit)	746ユーロ	複合税額控除を受ける資格を有する者で、配偶者をもたない者又は所得が低いほうの配偶者

(注) 主要な税額控除のみを記した。税額は、記載のない限り、65歳未満の場合。

(出典) OECD, *Taxing Wages 2007-2008*, Paris: OECD, 2009; オランダ歳入庁

〈http://www.belastingdienst.nl/variabel/buitenland/en/private_taxpayers/private_taxpayers-31.html#P373_41771〉から作成

(62) オランダの雇用者税額控除については、主に、内閣府 前掲注(54); 税制調査会 前掲注(35); 田近・八塩 前掲注(35)を参照した。

(63) 雇用者税額控除の現行制度については、OECD, *op.cit.* (3); オランダ歳入庁 〈http://www.belastingdienst.nl/variabel/buitenland/en/private_taxpayers/private_taxpayers-31.html#P373_41771〉を参照した。

いては、所得控除の税額控除化という流れがある。近年、給付付き税額控除の一類型である、勤労税額控除を採用する国が増加している。

以下では、諸外国の動向を踏まえた上で、課税単位、基礎的な人的控除の税額控除化、勤労税額控除に代表される給付付き税額控除について、日本への示唆を考えたい。

1 課税単位の選択

課税単位については、日本では、戦後のシャウプ税制以降、個人単位課税が採用されている。税制調査会は、近年一貫して個人単位課税の維持を支持している⁽⁶⁴⁾。

これについて、配偶者に関する税制という観点から2分2乗制度が、子育て支援という観点からn分n乗の採用が、それぞれ提言されることがある。

世帯合算分割課税制度が、結婚や配偶者の就労に対して中立的でなく、高所得者を利するものであることを考慮すれば、積極的に世帯単位課税に移行する意義は見出しがたい。諸外国では、ここ40年ほどの間に課税単位の変更が相次いでおり、そのほとんどが、個人単位課税への移行である。他方で、1948年に2分2乗制度を政治的妥協によって導入したアメリカでは、現在に至るまで60年以上も、結婚へのペナルティ(又はギフト)の問題が議論されている。ことこの点に関しては、アメリカは反面教師であるとみることもできる。さらに、課税単位を世帯に変更することは、事実婚や同性のカップルを夫婦として扱うか否かという現代的な問題も惹起する。

仮に、給付付き税額控除が、世帯単位での

給付として導入されたとしよう。その場合でも、諸外国の事例から見れば、給付単位に平仄を合わせる形で課税単位を世帯に移行することは必須ではない。主に高所得者が関連する課税単位と、主に低所得者が関連する給付付き税額控除の給付単位とは、切り離して考える必要があろう。

2 基礎的な人的控除の税額控除化

基礎的な人的控除については、戦後のシャウプ税制の下で所得控除に統一され、現在に至っている。

この点について、税制調査会の見解には、変化が生じてきている。税制調査会は、従来、「税負担能力(担税力)の減殺に対する調整は、所得の大きさを測る段階で所得控除により行うことが基本的な考え方」⁽⁶⁵⁾としてきた。最近では「政策的に子育てを支援するとの見地からは…(筆者注:扶養控除に)財政的支援という意味合いが強い税額控除という形態を採ることも考えられる。」⁽⁶⁶⁾、「財政的支援の集中化や所得税の所得再分配機能の強化といった観点から、…考慮に値する。」⁽⁶⁷⁾と、人的控除の税額控除化に理解を示している。

税額控除は、確かに所得控除に比べると「担税力の減殺に対する調整」という概念と結びつきにくい。基礎的な人的控除を税額控除とすれば、控除額と基礎的な人的控除のもつ「最低生活費の控除」の機能との関連が希薄になる懸念がある。対処法としては、諸外国でも行われているように、税率表の第一ブラケットからの所得控除とするという選択肢⁽⁶⁸⁾も提案されている。このほか、所得税の計算の簡便化という観

(64) 例えば、平成12年7月に公表された税制調査会の答申『わが国税制の現状と課題—21世紀に向けた国民の参加と選択』では、2分2乗制度の問題点を指摘したうえで、「世帯構成などに関し、どの程度の税制上の配慮が適当かについては、課税単位の問題とは別次元の、人的控除のあり方の問題であることに留意」しなければならない、としている(p.116)。

(65) 同上, p.97.

(66) 税制調査会基礎問題小委員会『個人所得課税に関する論点整理』2005.6.21, p.9.

(67) 税制調査会 前掲注(6), p.15.

(68) 金子宏ほか「所得税の過去・現在・未来」『税研』24(6), 2009.5, pp.5-7.

点からは、その他の諸控除の統廃合や税額控除化も検討課題となろう。

なお、基礎的な人的控除については、特に児童手当との関連で、控除の手法のみならずあり方そのものが、根本的な見直しを求められる可能性が高い。その際には、基礎的な人的控除の機能の1つである最低生活費控除と、給与所得控除や社会保険料控除を含めて算出される課税最低限という2つの概念について、改めて検討されることが望ましいとされている⁽⁶⁹⁾。

3 給付付き税額控除の給付単位

給付付き税額控除の導入については、前述(Ⅱ参照)の通り、その機運が高まっている。

課税単位との関連で重要なのは、給付付き税額控除の給付を個人単位とするか、世帯単位とするか、という点である。

個人単位とすると、純粹に労働促進効果の観点からは世帯単位よりも効果的であり、基準となる所得も捕捉しやすい。その反面、例えば高所得世帯のパート配偶者にも恩恵が及び、財政支援としては効率的ではない。諸外国の制度を見ると、個人単位の場合は、給付までは行わず、最大で所得税額とその他の租税公課との相殺までに留められている場合が多い。租税公課との相殺を超えての給付には、慎重な対応が必要となろう。

世帯単位とすると、生活実態に即して対象を絞り込むことができ、個人単位の場合よりも支援を手厚くすることが可能となる。基本的に世帯単位で行われる社会保障制度ともなじみやすい。その反面、配偶者の就労促進の観点からは効果的でなく、基準となる所得の捕捉にはコ

ストがかかる。諸外国と異なり、戦後の日本の税制では世帯単位での所得の捕捉は本格的には行われていない。課税最低限以下の者の情報も税務当局には入ってこない。従って、世帯単位を採用する場合には、税務当局と社会保障当局や地方自治体との緊密な連携が必要となろう。

おわりに

現在の日本において、給付付き税額控除には、所得再分配効果を高めるための方策として、大きな期待が寄せられているとあってよい。とはいえ、実際の導入に至るまでには、様々な論点がありうる。例えば、既存の社会保障給付との整合性、課税最低限との関係、資力調査なしで給付を行うことの妥当性、財源の確保、不正受給対策、等である。最も重要かつ困難な課題は、所得を正確に捕捉するための、納税者番号制度あるいは類似の番号制度の整備であろう。

憲法に関連する論点としては、国家の歳入確保手段としての租税制度を、社会保障政策に活用することの妥当性という点もある⁽⁷⁰⁾。諸外国で給付付き税額控除の採用が注目を集めるなか、ドイツのように、納税義務がない者の救済は社会福祉の世界で行われるべしとの考え方のもと、給付付き税額控除の導入論議はないとする国もある⁽⁷¹⁾。わが国でも、税制と社会保障のあり方についての基本的な議論が十分になされることが望まれる。そうした中で、困難な課題を乗り越えるだけの国民的合意が形成されることが期待される。

(かまくら はるこ)

(69) 金子宏「所得税制の構造改革—少子・高齢化社会と各種控除の見直し」『ジュリスト』(1260), 2004.1.1, pp.235-241. 金子氏は、給与所得控除を整理・合理化してその性格を明確化し、それによる増取分等を基礎的な人的控除の引上げに充てることを提言している。その上で、課税最低限と最低生活費控除額を同義の概念とすべしとしている。

(70) 中里実「給付付き税額控除の執行上の問題」『税研』24(6), 2009.5, p.48.

(71) 税制調査会 前掲注(40), p.12.

参考文献（注に挙げたものを除く）

大田弘子「女性の変化と税制」野口悠紀雄編著『税制改革の新設計』（シリーズ・現代経済研究 8）日本経済新聞社, 1994, pp.185-219.

片山信子「所得税制と世帯形態」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』（151）, 1991.5.13, pp.1-20.

女性の能力発揮促進のための税制のあり方研究会『女性の能力発揮促進のための税制のあり方研究会報告書』21世紀職業財団, 1996.

田近栄治・八塩裕之「税制を通じた所得再分配」小塩隆士ほか編『日本の所得分配：格差拡大と政策の役割』東京大学出版会, 2006, pp.85-110.

中里実「所得控除制度の経済学的意義」『日税研論集』

(52), 2003.4, pp.91-132.

日本総合研究所調査部ビジネス戦略研究センター「個人所得課税の課題—子育て・就労・教育をサポートする税制改革を」『ビジネス環境レポート』（4）, 2005.6.15.

〈http://www.jri.co.jp/thinktank/research/category/policy/2005/jri_050615.pdf〉

林正寿『アメリカの税財政政策』税務経理協会, 2007.

藤田晴『所得税の基礎理論』中央経済社, 1992.

村井正「課税単位論」金子宏編著『所得税の理論と課題（2訂版）』（21世紀を支える税制の論理 第2巻）税務経理協会, 2001, pp.71-88.